

1. 運転管理に係る補足説明

1.1 巡視点検の考え方

(1) 1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の巡視点検

1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉については，東北地方太平洋沖地震に伴う事故の影響により，非常用炉心冷却系等の設備が使用できない状況にあり，事故後に設置した原子炉压力容器・格納容器注水設備等によりプラントの運転管理を行っていることを踏まえ，「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）第12条（巡視点検）において，原子炉压力容器・格納容器注水設備等の安全確保設備等について，各マニュアルに基づき，定期的に巡視又は点検を行うことを規定している。

これら安全確保設備等の巡視点検のうち，通常時に比べ高い放射線レベルが測定され，本来期待する巡視頻度を維持できない又は巡視が困難な場合については，必要に応じWEBカメラ等による遠隔監視や，パラメータによる間接的な確認等により健全性を確認している。

(2) 5号炉及び6号炉の巡視点検

5号炉及び6号炉については，東北地方太平洋沖地震による津波の影響により，一部の設備（6号炉原子炉建屋付属棟地下等）が水没している状況であるが，現在は，震災前と同等の設備により安定的な冷温停止状態を維持している状況であることを踏まえ，「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）第13条（巡視点検）では，水没箇所等の巡視が困難な箇所を除き，毎日1回以上原子炉施設の巡視を行うとともに，原子炉冷却系統施設等のうち，復旧が終了したものについて点検を行うことを規定している。

これら原子炉施設の巡視のうち，水没箇所（6号炉原子炉建屋付属棟地下等）及び津波により損壊した設備（ストームドレン処理設備等）等の従来の巡視が困難な箇所については，安定的な冷温停止状態の維持に影響を与える設備はなく，人身安全を確保しつつ接近可能な範囲で，火災発生の有無，滞留水の増減，建屋の損壊進展の有無について確認しており，現時点で必要な巡視を実施している。今後，滞留水の処理状況及び設備の復旧状況に応じて巡視対象，巡視方法の改善を行っていく。